

「北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会」規約（案）

（設置）

第1条 北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、北陸地方における建設界の担い手をめぐる現状や課題に関する認識を共有し、建設界の担い手不足に対し、建設関係団体、教育機関、関係行政機関等が一体となって担い手の確保・育成の取組みを推進することを目的とする。

（構成員）

第3条 協議会の構成員は、別紙1のとおりとする。

（座長）

第4条 協議会の座長は、北陸地方整備局長をもってあたる。

2 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

2 構成員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。

3 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（部会）

第6条 地域における特定の課題等について検討を行うため、新潟、富山、石川の各県に部会を置く。

2 各部会は、別紙2に掲げる会員をもって構成する。

3 各部会の部会長は、別紙2のとおりとする。

4 部会長が必要と認めるときは、会員以外の者に対し、部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（事務局）

第7条 会議および部会の庶務は、北陸地方整備局企画部及び建政部が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則 この規約は、平成26年10月3日から施行する。

附 則 この規約は、平成27年3月17日から施行する。

別紙1

北陸建設会の担い手確保・育成推進協議会 構成員

	所 属	役 職	氏 名
1	(一社) 日本建設業連合会	北陸支部長	守田 進
2	(一社) 新潟県建設業協会	会長	本間 達郎
3	(一社) 富山県建設業協会	会長	近藤 駿明
4	(一社) 石川県建設業協会	会長	北川 義信
5	(一社) 建設コンサルタンツ協会	北陸支部長	寺本 邦一
6	(一社) 新潟県測量設計業協会	会長	古川 征夫
7	(一社) 富山県測量設計業協会	会長	佐渡 正
8	(一社) 石川県測量設計業協会	会長	新家 久司
9	新潟大学	工学部 建設学科 教授	佐伯 竜彦
10	長岡技術科学大学	環境・建設系 教授	細山田 得三
11	富山大学	工学部長	堀田 裕弘
12	富山県立大学	工学部 環境工学科 准教授	手計 太一
13	金沢大学	理工研究域 環境デザイン学類 教授	斎藤 武久
14	金沢工業大学	環境・建築学部 環境土木工学科 教授	川村 國夫
15	長岡工業高等専門学校	環境都市工学科 教授	宮腰 和弘
16	石川工業高等専門学校	環境都市工学科 教授	三ツ木 幸子
17	新潟工業高校	校長	小杉 克彦
18	新発田南高校	校長	中島 俊哉
19	富山工業高校	校長	當流谷 正博
20	小松工業高校	校長	佐藤 文夫
21	金沢市立工業高校	校長	小酒 正明
22	新潟労働局	職業安定部長	小松 桂子
23	富山労働局	職業安定部長	岩橋 貴生
24	石川労働局	職業安定部長	佐藤 雅文
25	北陸地方整備局	局長	藤山 秀章◎
26	北陸地方整備局	企画部長	小口 浩
27	北陸地方整備局	建政部長	内田 浩平
28	信濃川河川事務所	事務所長	福渡 隆
29	新潟国道事務所	事務所長	近藤 淳
30	富山河川国道事務所	事務所長	松井 健一
31	金沢河川国道事務所	事務所長	金澤 文彦
32	北陸技術事務所	事務所長	佐藤 正之
33	新潟県	土木部長	高橋 猛
34	新潟県教育委員会	高等学校教育課長	飯田 昭男
35	新潟県教育委員会	義務教育課長	大野 雅人
36	富山県	土木部長	林 正之
37	富山県教育委員会	県立学校課長	荒木 義雄
38	石川県	土木部長	常田 功二
39	石川県教育委員会	教育次長 兼 学校指導課長	竹中 功
40	新潟市	土木部長	大沢 藤雄
41	北陸地質調査業協会	理事長	大谷 政敬
42	(一社) 日本道路建設業協会北陸支部	支部長	河江 芳久